

平成30年度 環境セミナー

# 産業廃棄物の排出者責任 及び適正処理について

平成30年9月27日  
沖縄県南部保健所

# 目次（話の流れ）

- 1 排出事業者の責任とは？
- 2 廃棄物とは？  
産業廃棄物とは？
- 3 産業廃棄物を適正に処理するためにはどうしたらいいの？

# 排出事業者の責任とは？

## ○基本的な考え方

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する

1 排出者が自らの手で処理する

2 委託して処理する

委託する場合は、

①許可業者と委託契約を締結する

②委託の度にマニフェスト(産業廃棄物管理票)を正しく使用する

③産業廃棄物が最終処分されるまでの全ての行程を確認する

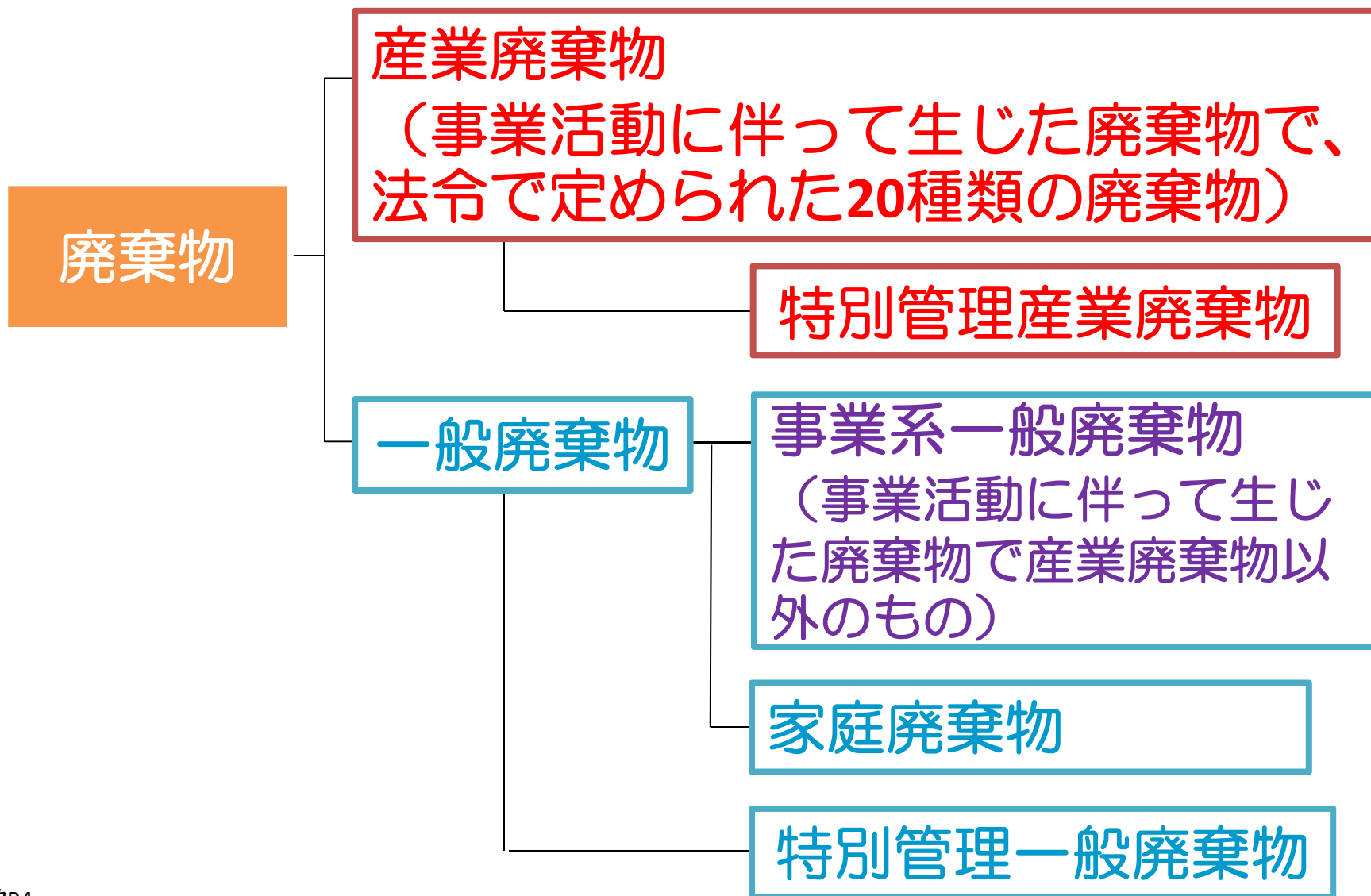
# 目次（話の流れ）

- 1 排出事業者の責任ってなに？
- 2 廃棄物ってなに？  
産業廃棄物ってなに？
- 3 産業廃棄物を適正に処理するためにはどうしたらいいの？

# 廃棄物とは？

廃棄物処理法では、「**廃棄物**」とは、使用を終え、不要となったもので、かつ、その物が他人に対し有償で売却することができなくなったものであって、固形状又は液状のものとされています。

# 廃棄物の分類



# 産業廃棄物の種類

どのような業種から排出されても産業廃棄物となるもの	特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物となるもの
① 廃プラスチック類	⑬ 紙くず
② ゴムくず	⑭ 木くず
③ 金属くず	⑮ 繊維くず
④ ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	⑯ 動植物性残さ
⑤ がれき類	⑰ 動物のふん尿
⑥ 燃え殻	⑱ 動物の死体
⑦ 汚泥	⑲ 動物系固形不要物
⑧ 廃油	→⑬～⑲の廃棄物については、特定の業種以外から排出された場合は、産業廃棄物ではなく、事業系一般廃棄物に分類される！
⑨ 廃酸	
⑩ 廃アルカリ	
⑪ 鉱さい	
⑫ ばいじん	
⑳ 上記①から⑲の産業廃棄物処理したもの(コンクリート固型化物等)	

# 特定の業種から排出された場合のみ 産業廃棄物となるもの（紙くず）

○産業廃棄物の「紙くず」に該当するもの

建設業、パルプ製造業、製紙業、紙加工品  
製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加  
工業から生じた紙くず



事務所から出た廃棄書類、スーパーから出た段ボールは、産業廃棄物の「紙くず」に該当しないため、事業系一般廃棄物に分類される。



# 特定の業種から排出された場合のみ 産業廃棄物となるもの（木くず）

○産業廃棄物の「木くず」に該当するもの  
建設業、木材または木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生じた木くず。貨物の流通のために使用したパレットに係る木くず。

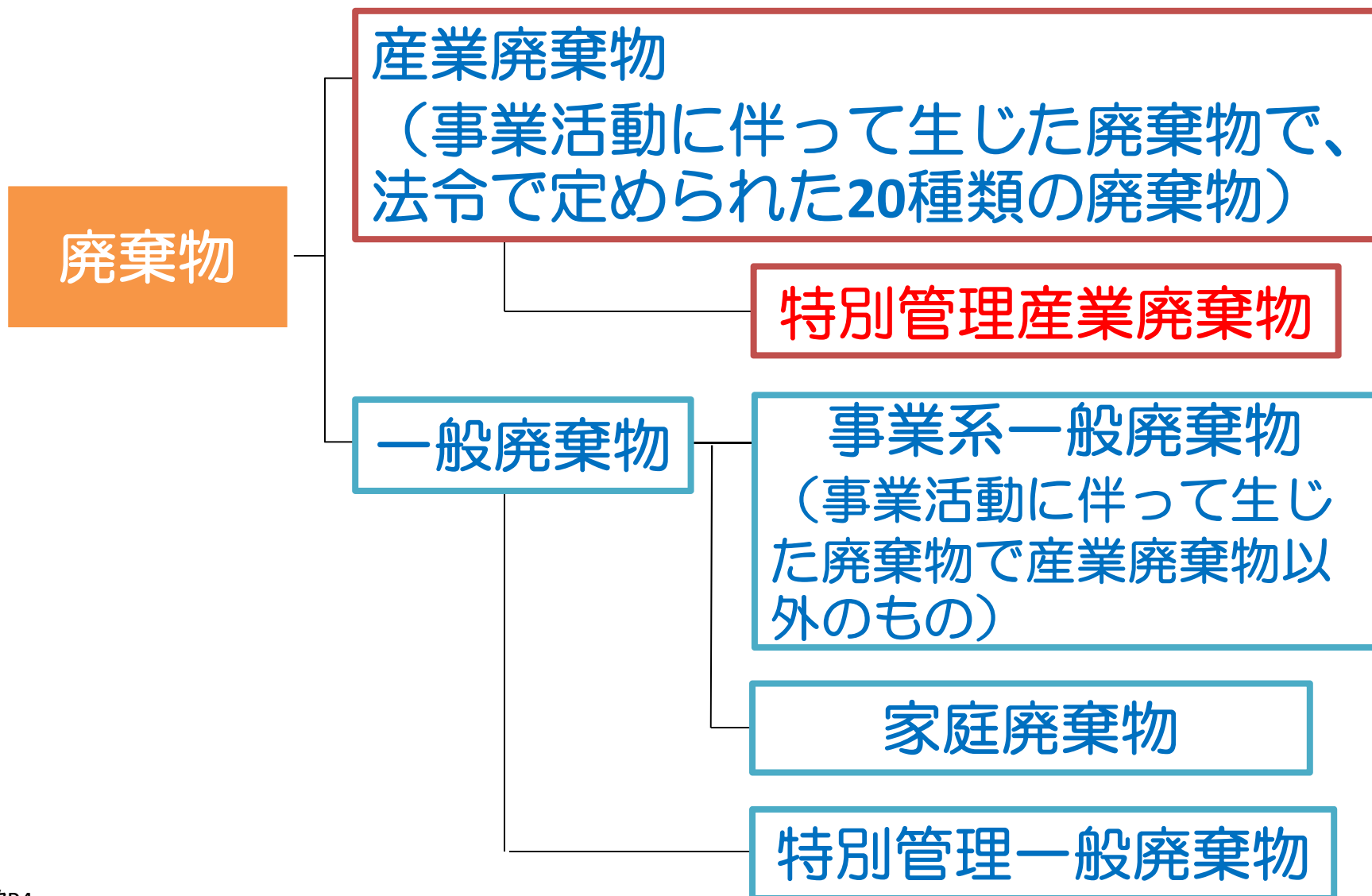


事務所からでた木製の机・イス・棚、公園の管理から出た剪定枝は、産業廃棄物の「木くず」に該当しないため、事業系一般廃棄物となる。

# 事業系一般廃棄物の処理

- 事業系一般廃棄物は、産業廃棄物処理業者は処理することができない！
- 事業系一般廃棄物は、市町村から許可を受けた処理業者が、市町村施設へ搬入又は処分
- 事業系一般廃棄物の処理は、市町村へお問い合わせください

# 廃棄物の分類



# 特別管理産業廃棄物

**「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいいます。**

特別管理産業廃棄物を排出する排出事業者は、事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置が義務づけられています。

# 目次（話の流れ）

- 1 排出事業者の責任ってなに？
- 2 廃棄物ってなに？  
産業廃棄物ってなに？
- 3 産業廃棄物を適正に処理するためにはどうしたらいいの？

# 産業廃棄物の適正処理

- ①分別
- ②保管基準
- ③自ら運搬する場合の基準
- ④自ら処理する場合の基準
- ⑤野外焼却の禁止
- ⑥建設廃棄物の事業場外保管の届出
- ⑦委託契約のルール(委託基準)
- ⑧マニフェストのルール
- ⑨建設工事に伴う廃棄物の処理責任
- ⑩最終処分までの行程を確認する

# 産業廃棄物の適正処理 ①分別

発生した産業廃棄物を適正処理、又はリサイクルするためには、廃棄物の種類に応じた分別が必要です。

きちんと分別されていない廃棄物は、廃棄物処理業者から、処理を断られる場合があります！

建築リサイクル法では、一定規模以上の工事実施にあたり、特定建設資材（①コンクリート、②コンクリートと鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリート）の分別・再資源化が義務付けられています。

# 産業廃棄物の適正処理 ②保管基準

分別した産業廃棄物を現場内で保管する場合は、生活環境の保全上支障のないように保管する必要があります。

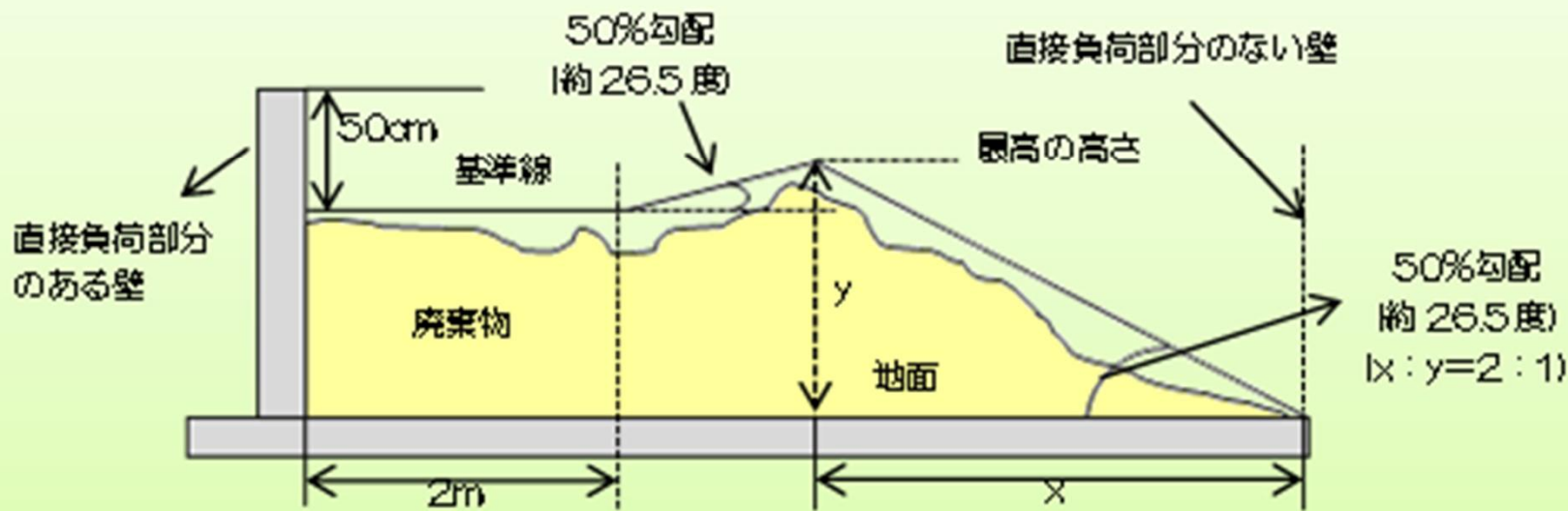
- 周囲に囲いを設けること
- 飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散を防止すること
- 汚水が生ずるおそれのある場合は、排水溝等を設けるとともに、底面を不透水性の材料で覆うこと
- ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫の発生を防止すること



# 産業廃棄物の適正処理 ②保管基準

- 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、他の産業廃棄物と混合することのないように仕切りを設けるとともに、覆いの設置、こん包等の飛散防止の措置を講ずること
- 特別管理産業廃棄物を保管する場合は、普通の産業廃棄物と混ざることがないように仕切りを設けること

# 産業廃棄物の適正処理 ②保管基準



※この基準は排出事業者にも産業廃棄物処理業者にも適用されます。

# 産業廃棄物の適正処理 ②保管基準

↑ 60cm 以上 ↓	産業廃棄物保管場所		← 1) 産業廃棄物の保管の場所である旨 ← 2) 保管する産業廃棄物の種類(石棉含有産業廃棄物 が含まれる場合にはその旨をきむ) ← 3) 保管の場所の管理者の氏名又は名称 ← 4) 管理者の連絡先 ← 5) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管 する場合にあっては、積上げることのできる高さ
	保管する 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	管理者	環境課 産廃 太郎	
	連絡先	098-000-0000	
	積上げ高さ	0m	
	← 60cm以上 →		

## 掲示板の表示例

# 産業廃棄物の適正処理

## ③自ら運搬する場合の基準

○産業廃棄物収集運搬業の許可は不要

○収集運搬基準

■飛散、流出を防止すること

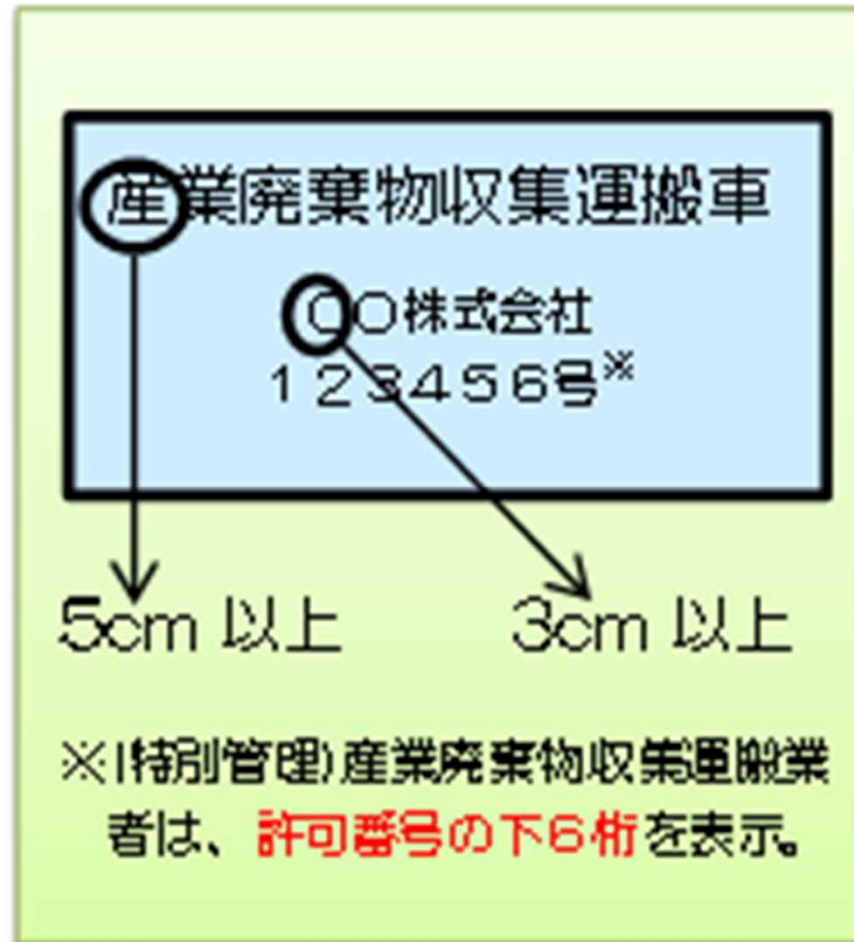
■悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上の支障を防止すること

■収集・運搬のための施設を設置する場合には生活環境保全上の支障を防止すること

■石綿含有産業廃棄物の場合には、破砕をせず、かつ他の廃棄物と混合しないようにすること

# 産業廃棄物の適正処理

## ③自ら運搬する場合の基準



車体の表示例

# 産業廃棄物の適正処理

## ③自ら運搬する場合の基準

■運搬車に次の事項を記載した書面を備え付けること

- 氏名又は名称及び住所
- 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

# 産業廃棄物の適正処理

## ③自ら運搬する場合の基準

### ○積替え保管の基準

保管基準に加えて、

- 保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量を超えないこと
- 積替えした後の運搬先が定まっていること
- 適切に保管できる量を超えないこと
- 性状に変化がないうちに搬出すること
- 「掲示板の表示例」に掲げた各事項に加えて、最大保管量を記載すること

# 産業廃棄物の適正処理

## ④自ら処理する場合の基準

- 産業廃棄物処分業の許可は不要
- 一定規模以上の処理施設(ガイドブックP39参照)を設置するには許可が必要ですので、施設を設置する場合は必ず県環境整備課又は管轄の保健所に事前に相談してください。
- 自ら処理する場合は、帳簿の作成・記載・保存の義務(ガイドブックP18参照)があります。



# 産業廃棄物の適正処理

## ④自ら処理する場合の基準

### ○中間処理の基準

- 保管に関する基準は、保管基準とほぼ同じ
- 保管量は、処理施設における1日当たりの処理能力の14倍の数量を超えないこと
- 掲示板については、保管基準の「掲示板の表示例」に掲げた各事項に加えて、最大保管量の記載が必要
- 廃棄物を焼却する場合には定められた構造の焼却設備及び方法によること(ガイドブックP29参照)

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑤ 野外焼却の禁止

○「焼却禁止の例外」を除き、廃棄物を焼却してはならない

○焼却禁止の例外

- ① 廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う場合
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合
  - ・ 河川管理者による河川敷の草焼き
  - ・ 災害時における木くず等の焼却
  - ・ 正月の「しめ縄、門松等」等の焼却
  - ・ 農業者が行う稲わら等の焼却
  - ・ 漁業者が行う魚網に付着した海産物の焼却
  - ・ たき火、キャンプファイヤー など

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑥建設廃棄物の事業場外保管の届出

**建設工事**に伴って生じた産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管するときは、14日前までに保管場所を管轄する保健所に届け出なければなりません。

### ○届出の対象

建設工事に伴い生じる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物で、保管場所の面積が300m<sup>2</sup>以上の保管

### ○保管基準

保管基準を満たす必要がある。

保管上限は、積替えのために保管する場合は平均搬出量の7日分、処分のために保管する場合は平均搬出量の14日分。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑦委託契約のルール（委託基準）

契約する前に、処理を委託する産業廃棄物の種類が、受託者の許可の事業範囲に含まれることを確認すること！

### ○委託契約時の5つのポイント

- 二者契約であること
- 書面で契約すること
- 契約書に必要な項目を盛り込むこと
- 許可証の写しを添付すること
- 契約書を5年間保存すること

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑦委託契約のルール（委託基準）

### ○契約書の記載事項（運搬・処分共通記載事項）

- ①委託する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量
- ②委託契約の有効期間
- ③委託者が受託者に支払う料金
- ④受託者の事業の範囲
- ⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報
  - ア 性状および荷姿
  - イ 腐敗、揮発等性状の変化

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑦委託契約のルール（委託基準）

- ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
- エ 日本工業規格C0950号に規定する含有マーク表示
- オ 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合にはその旨
- カ その他取扱いに関する注意事項

⑥当該産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合の当該情報の伝達

⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告

⑧契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑦委託契約のルール（委託基準）

### ■収集運搬契約の記載事項

- ⑨運搬の最終目的地の所在地
- ⑩積替え保管の場所に関する事項

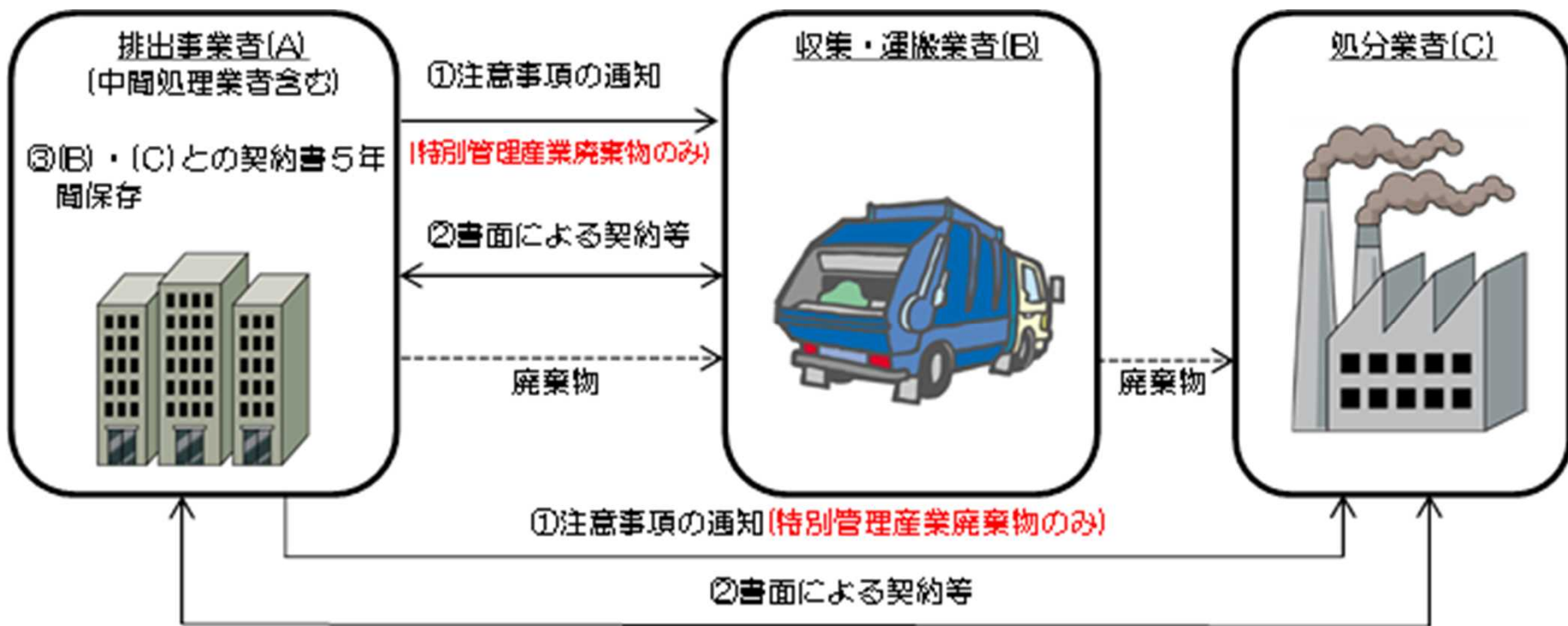
### ■処分契約の記載事項

- ⑪輸入された廃棄物を取扱う場合には、その旨
- ⑫処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力
- ⑬**最終処分の場所の所在地**、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑦委託契約のルール（委託基準）

### 契約から収集運搬・処分までの流れ

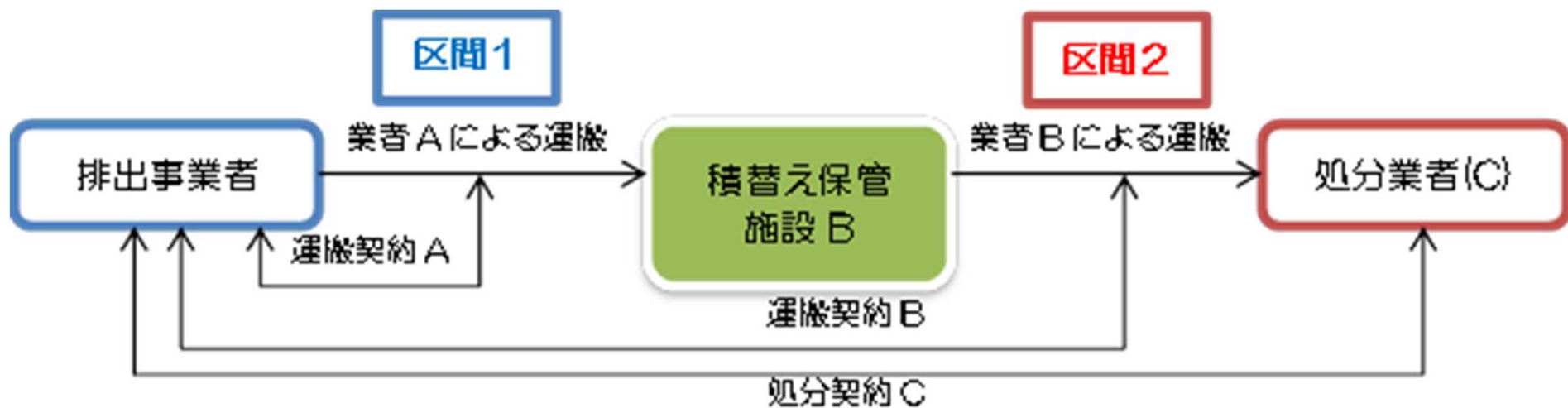




# 産業廃棄物の適正処理

## ⑦委託契約のルール（委託基準）

### 区間委託の例



### ○再委託の禁止

再委託は原則禁止されています。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑦委託契約のルール（委託基準）

○委託契約のルール(委託基準)に違反した場合は、懲役もしくは罰金又はその併科となります。

さらに、両罰規定として、これらの者が所属する法人に対しては、それぞれ該当する罰金が科せられます。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑧マニフェストのルール

### ○マニフェスト(産業廃棄物管理票)とは？

マニフェストは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者(産業廃棄物処理業者)に対して管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることで、委託契約どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認する制度です。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑧マニフェストのルール

### ○マニフェストのルール

- 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストに必要事項を記載して交付しなければなりません。
- 産業廃棄物の種類ごとに交付することを原則としていますが、一体不可分で混合している場合にはこれを一つの廃棄物として管理票を交付してかまいません。
- 運搬車輛ごと、行き先ごとに交付しなければなりません。が、同一の産業廃棄物を複数の車輛で同時に運搬する場合、それを一つの引渡しとして交付することができます。

# 産業廃棄物の適正処理

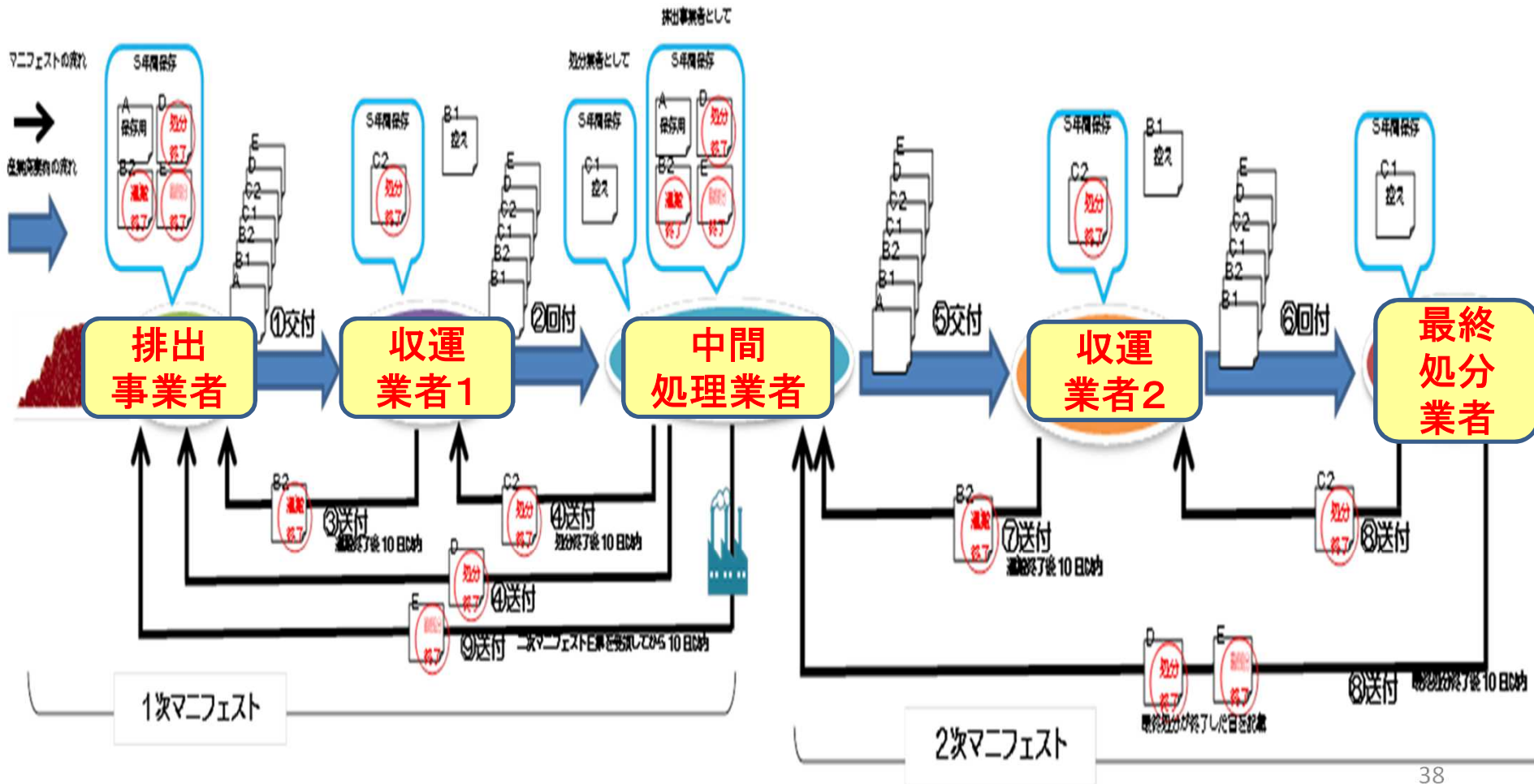
## ⑧マニフェストのルール

- ビルの管理者等が廃棄物の集積場所を提供する場合には、当該集積場所の提供者がマニフェストを交付してもかまいませんが、この場合でも委託契約書は個々の排出事業者が予め締結しておく必要があります。
- マニフェストの様式は、定められた必要事項を満たせば各業種の特성에応じて記入欄を追加したものを使用してもかまいません。
- マニフェストの写しは5年間保存しなければなりません。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑧ マニフェストのルール

### ○ マニフェストの流れ



# 産業廃棄物の適正処理

## ⑧ マニフェストのルール

### ○ マニフェストの記入方法

斜線を引きます。

#### 排出事業者欄

排出事業者の名称・住所・電話番号を記入します。

#### 交付年月日欄

マニフェストを交付した年月日を記入します。

#### 交付担当者欄

交付した担当者が署名捺印します。

#### 排出事業場欄

実際に産業廃棄物を出す場所の名称・所在地・電話番号を記入します。

#### 産業廃棄物欄

産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法などを記入します。

#### 運搬受託者欄

産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

#### 中間処理業者の記入欄

ここは記入不要です。

#### 最終処分の場所欄

「委託契約書記載のとおり」をチェックするが、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

### 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票 (直行用)

交付年月日	△△△	交付番号	2000000019	3	整理番号	交付担当者	山田 太郎
排出事業者	氏名又は名称 OO会社(株)		住所 〒000-0000 電話番号 099-000-0000		名称 OO会社OO工場		
事業場	住所 沖縄県OO市OO町△△		事業場 住所 〒000-0000 電話番号 099-000-0000		所在地 〒000-0000 電話番号 099-000-0000		
産業廃棄物	種類(普通の産業廃棄物)		種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)	荷姿	
	<input checked="" type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 2000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 2404 燃えがら(有害)	1トン	ドラム缶	
	<input checked="" type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 2010 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 2405 廃油(有害)		産業廃棄物の名称 廃屑汚泥	
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 2100 強酸	<input type="checkbox"/> 2406 汚泥(有害)	処分方法 焼肥化		
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 げれき類	<input type="checkbox"/> 2110 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 2407 廃酸(有害)	備考・通称欄		
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 2200 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 2408 廃アルカリ(有害)	有害物質等		
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 2210 廃アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> 2409 ばいじん(有害)	備考・通称欄		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 2300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 2410 引火性廃油(有害)	備考・通称欄		
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 2410 PCB等	<input type="checkbox"/> 2411 廃石綿等	備考・通称欄		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物の死体(有害)	<input type="checkbox"/> 2420 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 2421 紙くず(有害)	備考・通称欄		
	<input type="checkbox"/> 1000 動物性残渣	<input type="checkbox"/> 4100 動物の死体(有害)	<input type="checkbox"/> 2422 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/> 2423 紙くず(有害)	備考・通称欄		
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 4200 動物の死体(有害)	<input type="checkbox"/> 2423 紙くず(有害)	<input type="checkbox"/> 2424 紙くず(有害)	備考・通称欄		
中間処理業者	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)						
最終処分業者	<input type="checkbox"/> 委託契約のとおり						
	<input type="checkbox"/> 出権契約のとおり						
	名称/所在地/電話番号						

す。

### 運搬受託者欄

産廃廃棄物を運搬する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

### 処分受託者欄

産廃廃棄物を処分する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

### 運搬担当者の記入欄

実際に運搬を引き受けた者が署名捺印します。

### 処分業者の記入欄(斜線部)

最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。

産廃物	産廃廃棄物の名称				処分方法
	0400 廃酸	1500 がいし類	7100 雑質	7400 汚泥(有害)	
	0500 廃アルカリ	1600 家庭のふん尿	7200 雑アルカリ	7420 汚泥(有害)	有害物質等
	0600 廃プラスチック類	1700 家庭の死体	7210 雑アルカリ(清浄)	7425 ばいじん(有害)	
	0700 紙くず	1800 ばいじん	7300 感染性廃棄物	7430 汚泥(有害)	備考・通信欄
	0800 木くず	1900 13号廃棄物	7410 PCB等		
	0900 繊維くず	4000 動物の死体(有害)	7421 廃石綿等		
	1000 動物性残渣		7422 指定下水汚泥		
	1100 ゴムくず		7423 鉱さい(有害)		

高汚汚泥  
堆肥化

管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)  
 帳簿記載のとおり  
 出庫記載のとおり

最終処分場の名称/所在地/電話番号  
 委託契約書記載のとおり  
 出庫記載のとおり

運搬受託者 氏名又は名称 [南]〇〇運送	運搬先の事業場 名称 〇〇処理センター△△処理場
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 0398-〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県〇〇市XX町△△	所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 0398-〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県〇〇市△△町X-X
処分委託者 氏名又は名称 [南]〇〇処理センター	積替又は保管 名称
住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 0398-〇〇〇-〇〇〇〇 沖縄県〇〇市△△町X-X	所在地 〒 電話番号

運搬の受取 (受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)	田中 次郎	受領印	運搬 終了年月日 平成 年 月 日	数量(及び単位)
処分受取 (受託者の氏名又は名称) (処分業者の氏名)		受領印	処分 終了年月日 平成 年 月 日	最終処分 終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所 名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所によっては委託契約書記載の番号)				

照合確認  
 B2欄 平成 △年△月△日  
 D欄 平成 △年△月△日  
 E欄 平成 △年△月△日

COVEXマニフェスト販売センター

「委託契約書記載のとおり」をチェックするが、産廃廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄  
産廃廃棄物が搬入される処分業者の処分事業場の名称・所在地・電話番号を記入します。  
[中間処理を行う場合は中間処理業者の処分事業場の名称・所在地等を記入します]

照合確認  
B2欄、D欄、E欄が返送されてきたら、それぞれA欄と照合確認し、その日付を記入します。



# 産業廃棄物の適正処理

## ⑧マニフェストのルール

マニフェストの交付後、交付の日から90日を経過してもB2票又はD票の写しの送付を受けない場合、  
交付の日から180日を経過してもE票の写しの送付を受けない場合

⇒排出事業者は、その処理の状況を把握し、必要な措置を講じなければなりません。

講じた措置について、定められた様式により、マニフェストの送付期限を過ぎた日から30日以内に都道府県知事等に届けなければなりません。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑧マニフェストのルール

○マニフェストのルールに違反した場合の罰則

- マニフェストを交付しない場合
- マニフェストに必要事項を記入しない場合
- マニフェストに虚偽の記載をした場合
- マニフェストの保存義務に違反した場合

は、**懲役**もしくは**罰金**又は**その併科**となります。

さらに、両罰規定として、これらの者が所属する法人に対しては、それぞれ該当する罰金が科せられます。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑧マニフェストのルール

前年度1年間のマニフェストの交付状況について、都道府県知事等に報告しなければなりません

様式第三号（第八条の二十七関係）

### 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

重量（単位はトン）で記載して下さい。  
少量の場合、小数点第3位まで記入して下さい。

排出事業場ごとに記載して下さい。  
※短期的な工事現場が複数ある場合などは、支店等でとりまとめてもかまいません。

許可番号は積込み場所の都道府県等のみを記入して下さい。  
同じ業者でも、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物では許可番号が異なりますので注意して下さい。

管理票を交付した年度

マニフェストB2票の「運搬先の事業場」欄に記載されている住所を記入して下さい。（収集運搬業者の住所ではありません。）

報告者

住所

氏名

（法人にあっては代表取締役の氏名）

電話番号

日本標準産業分類における事業区分（中分類）を記入して下さい。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社** 工場		業種	金属製品製造業					
事業場の所在地	沖縄県**町**		電話番号	098-****-****					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	22	11	0470*****	(株)**化学	沖縄県**市**	0472*****	(株)**化学	}
2	引火性廃油	0.002	2	0475*****	(株)**化学	沖縄県**市**	0477*****	(株)**化学	
	産業廃棄物の種類				**運送(株)				4

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑨建設工事に伴う廃棄物の処理責任

**建設工事**（土木建築に関する工事であって、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む）に伴い生ずる廃棄物については、**元請業者が排出事業者**になります。



**元請業者が**、廃棄物を自ら適正に処理するか、委託して**処理しなければなりません**。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑨建設工事に伴う廃棄物の処理責任

建設工事に伴い生ずる廃棄物は、元請業者が排出事業者とされているため、**下請負人が、その廃棄物の処理を委託することはできません！**



下請負人が廃棄物の処理を委託した場合には、**元請業者は委託基準違反になります！**

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑨建設工事に伴う廃棄物の処理責任

○下請負人は、建設工事現場内で廃棄物の保管をすることができます。その場合、**下請負人も排出事業者とみなし、保管基準が適用されます。**

○**下請負人は**、産業廃棄物処理業の許可業者であって、元請業者と処理委託契約を締結しなければ、**廃棄物を運搬することはできません。**

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑨建設工事に伴う廃棄物の処理責任

ただし、下請負人は、元請業者と書面による請負契約を締結し、下表の条件を全て満たす場合、収集運搬業の許可を有していなくても、産業廃棄物を運搬することができます。

工事の種類及び請負代金	運搬の条件
建築物等の維持修繕工事 又は瑕疵の補修工事であって、当該工事の請負代金の額が500万円以下であるもの	1回に運搬する廃棄物が1m <sup>3</sup> 以下であるもの
	発生都道府県又は隣接都道府県に運搬するもの
	運搬途中に保管を伴わないもの
	運搬先が廃棄物処理施設又は元請業者が使用権限を有する廃棄物保管場所
	特別管理産業廃棄物でないもの

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑩最終処分までの行程を確認する

排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況を確認するとともに、産業廃棄物を排出してから**最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。**



# 産業廃棄物の適正処理

## ⑩最終処分までの行程を確認する

○排出事業者が不法投棄物の撤去を命令される  
場合

- ①委託契約のルールを守っていない場合
- ②マニフェストのルールを守っていない場合
- ③不法投棄をした処理業者に資力が無く、  
かつ次のいずれかに該当する場合
  - ・著しく安い料金で委託した場合
  - ・不法投棄を知りつつ委託した場合
  - ・その他責めに帰する事由がある場合（処理状況の確認を行っていない場合も該当する可能性がある）

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑩最終処分までの行程を確認する

- 実際に、廃棄物の撤去を命じられ、多額の撤去費用を負担した排出事業者もいます。
- 不法投棄された廃棄物の撤去を命令された場合、社名や事件の内容が、県のホームページに公表されます。

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑩最終処分までの行程を確認する

○適正な処理料金かどうかを把握し、安さだけを判断基準にしない

例) 複数の処理業者から見積もりを取り、極端に安い業者には委託しない

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑩最終処分までの行程を確認する

○不適正な処理を行うおそれのある産業廃棄物処理業者でないか把握する

例) 委託先の間処理業者(破砕や焼却など)と最終処分業者(埋立)の間で取り交わされた委託契約書の提出を求めて確認する

例) 委託しようとする産業廃棄物処理業者の処理施設の現況を実地確認する

○委託した廃棄物の処理状況を確認する努力をする

例) 委託先の処理施設を実地確認する

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑩最終処分までの行程を確認する

- カレーチェーン店等から処分委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により、食品として転売された事案
  - ⇒処分委託された食品廃棄物を、実際には転売したが、処分したとマニフェストの虚偽報告を行った

# 産業廃棄物の適正処理

## ⑩最終処分までの行程を確認する

○この件についての環境省の指摘

- ・排出事業者の現地確認が不十分だったのではないかと？
- ・処理料金は適正だったのか？
- ・今後、行政は、排出事業者責任が果たされるよう、厳しく排出事業者の責任を追及すべき

○環境省は、排出者事業者責任の周知徹底に力を注いでいます



**排出事業者責任が、より一層重要視されてきています！**

# おわりに

廃棄物処理法の趣旨を理解し、廃棄物を適正に処理してくださるようお願いいたします。